

# 香川県報



第 78 号

平成 17 年

10月4日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示  
救急病院又は救急診療所の認定 （医務国保課） 一

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

漁業法の規定による区画漁業の免許 （水産課）

（ " " ）

公 告  
地域森林計画の案の縦覧 （みどり保全課） 二

## 告 示

香川県告示第六百一十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年十月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一七五八	平成十七年十月一日から平成二十年九月三十日まで	整形外科三条医院	高松市三条町四八二番地一

香川県告示第六百一十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十七年十月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

唐櫃加入区

佐柳島加入区

詫間加入区

香川県告示第六百一十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十七年香川県告示第五百二十号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成十七年十月一日次のとおり免許した。

平成十七年十月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許番号 別表のとおり
- 二 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 三 存続期間 平成十七年十月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 四 制限又は条件 告示のとおり
- 五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁業権者		
		氏名又は名称	住 所	
区第517号	1	池田漁業協同組合	小豆郡池田町大字池田228番地の32	
区第614号	2	池田漁業協同組合	小豆郡池田町大字池田228番地の32	
区第615号	3	池田漁業協同組合	小豆郡池田町大字池田228番地の32	
区第616号	4	池田漁業協同組合	小豆郡池田町大字池田228番地の32	

公 告

香川県公告第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項及び第三十九条の四第一項の規定による地域森林計画の案を作成したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 森林計画区の名称

香川森林計画区

二 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

場所 香川県環境森林部みどり保全課 香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室

期間 平成十七年十月四日から同年十一月四日まで